



## ～ 助成金コラム ～

### 特定求職者雇用開発助成金 「特定就職困難者コース」の概要と変更点について

平素より当所の業務推進につきまして、格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

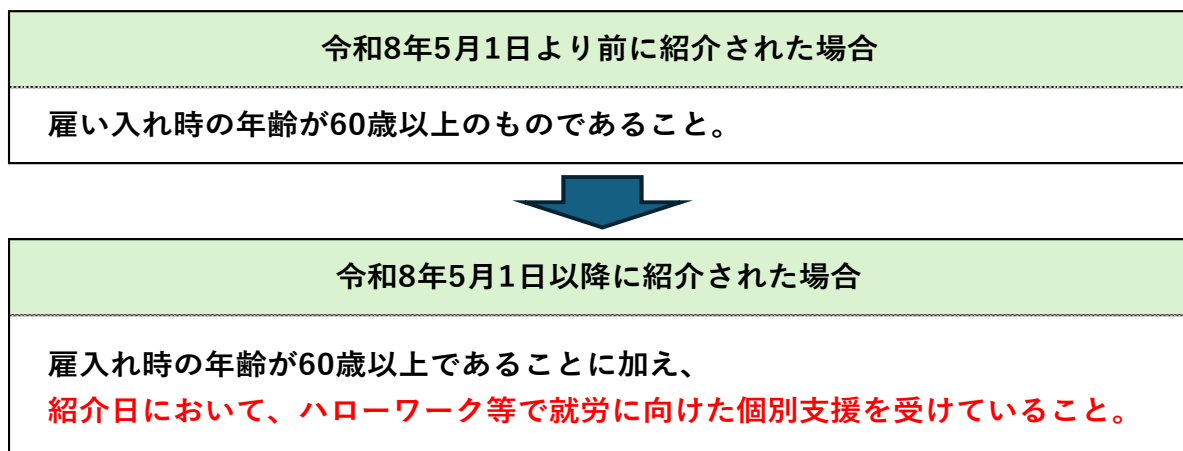
表題の「特定就職困難者コース」は非常に申請件数の多い制度です。概要と対象労働者（高年齢者）の要件の変更を下記に案内しますので参考にしてください。

#### 1、概要

- ▶ 高年齢者、障害者、母子家庭の母など、就職が特に困難な求職者を、
- ▶ ハローワークや民間職業紹介事業者等が求職者の同意を得て
- ▶ 『本助成金の対象となる可能性のある労働者』として事業主に職業紹介を行い、
- ▶ 事業主も『本助成金の対象の可能性のある労働者』であることを承知し、
- ▶ 雇用保険の一般被保険者（または高年齢被保険者）として、
- ▶ かつ、継続して雇用する労働者として雇入れた場合に、事業主に助成する制度です。

#### 2、対象労働者

(1)高年齢者 **【令和8年5月1日以降の職業紹介より要件が見直されます】**



(2)母子家庭の母等

「20歳未満の子」もしくは「一定の障害のある子」の扶養、または「精神や身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている配偶者」の扶養が対象。ただし経済上の援助を受けている場合は対象とはならないなど要件は複雑ですので個別事案ごとで判断されます。

※父子家庭の父の場合は、児童扶養手当を受給していることが要件となります。

(3)障害者（身体障害者・知的障害者・重度障害者・45歳以上の障害者・精神障害者）

(4)その他（ウクライナ避難民、中国残留邦人等永住帰国者など）

他にも様々な要件等ありますので、愛知労働局のホームページで詳細を確認してください。